

広報菘
9月号掲載
(令和6年度)

注意！ 定期購入 トラブル



相談事例①

スマホに表示されたネット広告で、「お試し」「初回限定〇%オフ」を見て、初回千円の化粧品を注文しました。

1回きりと思っていたら2回目が届き、業者に連絡をしたら「定期購入のため解約できません」と言われました。

定期購入をした覚えはありません。



アドバイス

通信販売(テレビ・ラジオショッピング、ネットショッピング等)には、クーリング・オフがありません。

インターネットで注文する場合は、契約条件(継続期間や購入回数、支払総額、返品特約など)を**注文前にしっかり確認**しましょう。低価格を強調したり、注文を急がせる販売サイトでは特に警戒が必要です。

相談事例②

テレビで紹介されていた商品を注文するため電話したら、別の商品や複数月分の商品の購入を勧められました。

1回限りの購入のつもりが、意図せずに定期購入となっていました。



アドバイス

電話注文時に、販売業者から**定期購入**を勧誘されても、必要なければきっぱり断りましょう。

通信販売にはクーリング・オフがありませんが、消費者から電話注文した際に、事前に紹介されていない商品を勧誘され、購入した場合、**電話勧誘販売**に該当し、クーリング・オフができる場合があります。

